

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領 細目

(令和4年改定)

平成10年6月19日 建設省営計第60号
最終改定 令和4年3月30日 国 営 施 第13号

この細目は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が、官庁施設の事業評価を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」に基づき、官庁営繕事業の新規事業採択時の評価（以下「評価」という。）を実施するための運用を定め、もって官庁営繕事業における評価の適正な実施に資することを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

国土交通省所管予算（官庁営繕費）に係る官庁営繕事業のうち、新営事業を対象とする。ただし、原則として、国土交通省所管予算（官庁営繕費）以外の予算と合わせて実施する新営事業は対象外とする（合同庁舎整備事業を除く）。

第3 評価を実施する事業

1. 評価を実施する事業は、建物本体の事業費を予算化しようとする事業とする。なお、本細目において「建物本体の事業費」とは、建物本体に係る設計費、工事費のいずれか又は両方を含む費用をいい、敷地調査費は単独では建物本体の事業費には当たらないものとする。
2. 原則として事業採択を行う際の建物（建物群として事業採択を行う場合はその建物群）を1つの事業単位とする。なお、「事業採択」とは「建物本体の事業費の予算化」をいう。ただし、建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画（建物本体の規模等）を確定しようとする事業については、事業計画の確定をもって事業採択とする。

第4 評価の実施、評価結果等の公表及び関係資料の保存

1. 評価の実施手続は、次のとおりとする。
 - (1) 評価の実施主体は、国土交通省官庁営繕部（以下「本省」という。）とする。
 - (2) 評価に係る担当部署は、本省にあっては計画課、地方整備局にあっては営繕部計画課、北海道開発局にあっては営繕部営繕計画課及び沖縄総合事務局にあっては開発建設部営繕課とする。
 - (3) 評価を実施する年度は、原則として建物本体の事業費の概算要求書を財務省に提出する年度とする。ただし、建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画を確定

しようとする事業については、当該事業の事業計画の確定が見込まれる年度の前年度とする。

- (4) 評価の実施時期は、原則として上記(3)の年度における概算要求書の財務省への提出時(建物本体の事業費の予算化に先立って事業計画を確定しようとする事業で、事業計画の確定が見込まれる年度の前年度に当該事業に係る国土交通省による概算要求が行われない場合は、8月31日。以下同じ。)までとする。
- (5) 本省は、評価の実施に必要なデータの収集等を行い、当該事業の予算化について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴いて、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

2. 評価の結果、採択箇所等の公表は次のとおりとする。

本省は、原則として概算要求書の財務省への提出時に、評価の結果、採択箇所等を公表するものとする。

3. 関係資料の保存は次のとおりとする。

評価に係る担当部署は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び採択箇所等に関する資料を保存するものとする。

第5 評価の手法

1. 評価の手法は、別に定める。
2. 評価の手法は、本省において公表する。

第6 その他

1. 特定国有財産整備計画に基づく新営事業のうち合同庁舎整備事業については、本細目に準じた評価を行う。
2. 本細目は、令和4年4月1日から施行する。